

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

令和三年五月六日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年十一月十三日奈良県指令郡土第四二―一―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年四月十九日郡土第六二八号

公共施設に関する工事の検査済証 令和三年四月十九日郡土第二〇八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和郡山市新木町四二八番一、四二八番五、四二八番六、四二八番八、四五二番二、

四五二番一、四五二番三、四五五番二、四五六番一、四五六番二及び四五六番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区大淀中一丁目一番三〇号

積水ハウス不動産関西株式会社 代表取締役 北田康

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和郡山市新木町四二八番一、四二八番八、四五二番一及び四五六番一

下水道 大和郡山市新木町四二八番一及び四五二番一の各一部